

トカイナカ三木☆新生活応援事業

R6.4.1現在

～三木で新生活を始める若者世帯に**最大100万円!**～

令和6年度
リニューアル

39歳以下 (①婚姻時 ②申請時)で

- ・ご夫婦→世帯所得500(年収約660)万円未満
- ・ひとり親家庭※→世帯所得250(年収約330)万円未満※高校生相当以下の子を養育している母子・父子・遺児家庭

「三木市空き家バンク」
掲載の戸建て
住宅利用で
所得制限無し

① **婚姻日がR6.1.1以降の方**

- ・引越日と支払日がR6.1.1～R7.3.31まで
- ・ご夫婦ともに39歳以下であること

② **市内物件を購入した移住の方**

- ・引越日と支払日がR6.3.1～R7.3.31まで

賃貸・購入・リフォーム※

※リフォームの場合、工事費用100万円以上、申請者所有の戸建て住宅、工事前の申請、購入とリフォームの併用不可

**【基本】
補助上限 30万円**

29歳以下対象 (市内転居の場合は婚姻時、移住の場合は申請時/ご夫婦の方は双方ともに)

婚姻日がR6.1.1以降のご夫婦の方なら**+30万円**で
最大60万円!

中古住宅購入なら
+50万円で
最大80万円!

更に「三木市空き家バンク」掲載の
中古住宅購入なら **+70万円**で
最大100万円!!

※申請期間は、令和7年3月31日までとなっています。
補助対象経費・必要書類等、詳しくは 三木市 縁結び課(0794-82-2000)までお問い合わせください。